

アート等を活用した日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」 地域イベントへの支援事業募集要領

1 目的及び趣旨

「鉱石の道」にゆかりの鉱物や風習・歴史・文化等についてアート等を使って表現することにより、「鉱石の道」エリアの魅力や固有の財産を掘り起こし、新たな魅力を創造する。イベントの実施により、誘客・交流人口の増大を図り、地域の振興・発展を促進する。

2 補助事業の内容

養父市、朝来市で実施されるアート等を活用したイベントで、以下の要件を満たすもの

- ・「鉱石の道」にゆかりの鉱物や風習・歴史・文化など、地域の資源をテーマとしていること
- ・地域住民と協働で行うこと
- ・地域の振興、発展に資すること
- ・継続性かつ発展性が見込めること
- ・一般への公開を目的としていること

(サークル活動の発表会など、特定の会員のみ公開されるものは対象外)

※その他対象とならない例

- ・営利を目的としているもの
- ・宗教活動や政治団体の普及を主たる目的とする活動
- ・その他反社会的な活動

3 事業実施主体

次の要件を満たす、地域づくり・まちづくりを目的とし、地域で活動するまちづくり団体等（事業の実施にあたって設立された実行委員会等も含む）※

- (1) 県内に活動の本拠を置く団体等
- (2) 代表者及び所在地が明確なもの
- (3) 会計経理が明確なもの

※まちづくり団体等とは、交流人口の拡大、地域活性化を目的とした活動を行っている団体

4 補助総額

200 万円

5 補助金額

1 件あたり 200 万円以内(予算の範囲内)

※応募団体数や各々の事業内容、規模に鑑みて決定します。

6 補助対象経費

事業実施に直接必要な(1)～(4)の経費のうち、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、人件費、食糧費など）は除く。

(1)アーティスト等の招聘に係る経費

- ・宿泊費、旅費、報償費など

(2)地域との連携によるアート等を活用したイベント経費

- ・作品等制作費、会場使用料、会場設営費、消耗品費、講演料、報償費など

(3)宣伝、広報に係る経費

- ・印刷費、PR経費など

※広報物には日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」ロゴマークを使用すること

(4) その他アートを活用した日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」地域イベントに必要な経費

7 補助件数

4件程度を予定

8 補助期間

交付決定日～令和2年3月31日

9 選定方法

公募ののちに、協議会内で審査をして補助金額を決定する

10 提出書類

- ・令和元年度アート等を活用した日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」地域イベント支援事業応募書(様式1)
- ・申請者概要(様式2)
- ・事業計画書(様式3)
- ・事業実施体制(様式4)

11 応募期限

令和元年9月6日(金) 17:00 必着

12 問い合わせ、提出先

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会
アート等を活用した日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」地域イベントへの支援事業担当
浦野、藪下

(兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課内)

電話 0796-26-3676 FAX 0796-23-1476